

新潟市上山コミュニティハウスの管理運営について

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきました。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	上山コミュニティハウス管理運営委員会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.団体の評価

※1 ※2

評価項目		評価	中央区役所地域課コメント欄
1 団体について	◎	A	上山中学校区の自治・町内会及び関係団体などで構成された管理運営委員会が、指定管理者として施設管理を行っています。
2 予算の範囲内での適正な執行	○		
3 個人情報保護関係	○		

2.施設管理の評価

評価項目		評価	中央区役所地域課コメント欄
1 施設の管理方法	○	A	意見箱の設置や、定期利用代表者会議の開催によって、利用者ニーズの把握に勤めています。
2 組織・人員体制	○		
3 事故防止や発生時の対応	○		
4 要望や苦情に対する対応	○		
5 災害発生時の対応	○		
6 管理経費削減の具体的取り組み方法	○		

3.事業の評価

評価項目		評価	中央区役所地域課コメント欄
1 自主事業計画	○	A	年1回発行している会報により、地域に施設のPRを行っています。
2 新潟市のコミュニティ施策についての理解	○		
3 サービス向上に向けた取り組み	◎		

4.総合評価

昨年度に引き続き、今年度も高い利用率を維持しており、継続して多くの利用者に良好な施設サービスの提供を行っています。

地域コミュニティ活動の拠点施設としての役割を果たしており、指定管理者として優良であると評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ : 仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- : 事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ : 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × : 仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A : 多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B : 全ての項目が「○」以上である場合。
- C : 「△」の項目が1つでもある場合。
- D : 「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 地域振興担当 025-223-7025(直通)